

「在宅生活ハンドブック No. 30」

# 税金の減免及び 医療費・公共料金等の 助成制度

別府重度障害者センター  
(支援課 2023)

## もくじ

はじめに	1
Ⅰ 税金の減免制度について	1
1 所得税、住民税（市区町村民税・県民税）の 所得控除	1
2 住民税（市区町村民税・県民税）の非課税	2
3 相続税の控除	3
4 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税 （環境性能割・種別割）の減免	3
Ⅱ 医療費助成について	7
1 重度心身障がい者（児）医療費助成制度	7
Ⅲ 運賃の割引等について	8
1 JR等運賃の割引	8
2 バス運賃の割引	10
3 航空運賃の割引	11
4 船舶運賃の割引	12
5 タクシー運賃の割引	12
6 有料道路通行料金の割引	13
7 駐車禁止除外指定車標章の交付	14
Ⅳ その他（各種減免・割引等）	15
1 NHK放送受信料の減免	15
2 携帯電話（スマートフォン）の利用に伴う 料金の割引	15
3 NTTふれあい案内（電話番号の無料案内）	16
4 青い鳥郵便はがきの無償配布	16
5 市営・県営住宅の申込	16
6 遊園地・美術館等の割引	17

## はじめに

身体障害者手帳の交付を受けている方には、税の軽減や公共交通機関の運賃割引等の制度があります。これらの制度を利用するには、申請手続が必要です。

このハンドブックでは、主に頸髄損傷の方（肢体不自由で障害者手帳を交付された方）が地域生活を行う上で役に立つと思われる税の軽減や医療費の助成、公共交通機関の運賃割引制度等について説明します。なお、各自治体が独自に行っている減免制度等がありますので、詳細はお住まいの市区町村の障害福祉を担当する課（以下、障害福祉課とします）へお問い合わせください。

### I 税金の減免制度について

身体障害者手帳の交付を受けている方や障害者を扶養している方については、以下のような税金の減免制度があります。

#### 1 所得税、住民税（市区町村民税・県民税）の所得控除

##### （1）対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方や控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である方

##### （2）内容

該当する障害区分に応じた控除額が所得金額から控除されます。

種類	障害区分	所得税 控除額	住民税 控除額
障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者（※1）に該当する場合	27万円	26万円
特別障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が特別障害者（※2）に該当する場合	40万円	30万円
同居特別障害者扶養控除	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、本人と同居し扶養している場合	75万円	53万円

※1 障害者とは、身体障害者手帳3～6級を所持している方をいいます。

※2 特別障害者とは、身体障害者手帳1～2級を所持している方をいいます。

### (3) 手続

就労されている方であれば、年末調整時に扶養控除等申告書の障害者等の項目に記入し、勤務先で手続を行ってください。

自営業等の方は確定申告書の障害者控除項目に記入し、居住地を管轄する税務署で手続を行ってください。

※添付書類は必要ありませんが、身体障害者手帳のコピーを求められる場合があります。



## 2 住民税（市区町村民税・県民税）の非課税

### (1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方で前年の合計所得金額が135万円以下の方

### (2) 内容

住民税（市町村民税・県民税）が非課税になります。

### (3) 手続

市町村民税・県民税申告書の障害者控除項目に記入し、市区町村の税を担当する課（以下、税務課という）で手続を行ってください。

※確定申告又は年末調整で手続が済んでいる場合は不要です。

### 3 相続税の控除

#### (1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方で、相続や遺贈などにより財産を取得した方

#### (2) 内容

該当する障害区分に応じた額が相続税から控除されます。

障害区分	相続税控除額
相続人が障害者に該当する場合	85歳に達するまでの1年につき10万円
相続人が特別障害者に該当する場合	85歳に達するまでの1年につき20万円

#### (3) 手続

居住地を管轄する税務署で手続を行ってください。

### 4 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

#### (1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が下記【表1】に当てはまる方又は本人と生計を一とする方が所有又は取得する車で、下記①～③のいずれかに該当する場合。

①本人が運転する場合

②本人と生計を一とする方が、本人の通院・通学等のために専ら運転する場合

③障害のある方（障害者のみの世帯に限る）を常時介護する方が、専ら本人の通院・通学等のために運転する場合

※②、③については、本人が入院又は施設入所中の場合は原則として減免の対象にはなりません。しかし、都道府県によっては特例として認められる場合があります。

※法人名義や事業用として登録されている自動車は、減免の対象とはなりません。



身体障害者手帳の交付を受けていれば、等級に関係なく税の減免が受けられるの？

【表 1】減免の対象となる障害等級（大分県の場合）

本人が運転する場合	上肢不自由 1級～2級
	下肢不自由 1級～6級
	体幹不自由 1級～3級及び5級
本人と生計を一にする者又は常時介助をする者が運転する場合	上肢不自由 1級～2級
	下肢不自由 1級～3級及び4級～6級で他の障害を重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級または2級
	体幹不自由 1級～3級



※都道府県により対象等級が異なる場合があります。



本人が所有している車であれば、何台でも税の減免を受けられるの？以前、自動車取得税の減免という言葉聞いたことがあるけれど…。

身体障害者手帳の交付を受けている方 1人につき、1台と決められています。

令和元年 10 月に自動車取得税が廃止され、自動車税（環境性能割）が導入されました。また、自動車税も排気量等に応じて、自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）に名称が変更されました。



## (2) 内容

都道府県によって減免される額が異なるため、ここでは大分県の減免額を紹介します。

### ○普通自動車（バス及びトラック含む）の場合

#### ①自動車税（環境性能割）の減免額

「250万円×該当する自動車の税率（1～3%）」が限度額  
例）税率3%の自動車の自動車税（環境性能割）の減免上限額  
75,000円

#### ②自動車税（種別割）の減免額

年税額で45,000円が上限。

ただし、グリーン化税制による重課対象車の場合は51,700円、バス及びトラックは49,500円が限度額。

※グリーン化税制とは、地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減し、逆に新車新規登録から一定年数を経過し環境負荷の多い自動車には税率を重くする制度です。

### ○軽自動車の場合

#### ①軽自動車税（環境性能割）の減免額

「250万円×該当する自動車の税率（1～2%）」が限度額  
例）税率2%の自動車の軽自動車税（環境性能割）減免上限額  
50,000円

#### ②軽自動車税（種別割）の減免額

減免内容は、自治体によって異なります。市区町村の税務課にお問い合わせください。

## (3) 申請に必要なもの

### ①本人が所有又は取得する車の場合

- ・自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割減免申請書
- ・身体障害者手帳
- ・運転する方の運転免許証

- ・ 自動車検査証
- ・ 印鑑

②本人と生計を一とする方が所有又は取得する車の場合

上記①の書類に加えて、

- ・ 所有者又は取得する方が生計を一にすることを証する書類  
（住民票や源泉徴収票など）
- ・ 使用目的を証する書類（通学証明書や通院証明書など）

③常時介護する方が所有又は取得する車の場合

上記①の書類に加えて、

- ・ 常時介護をする方であることを証する書類（世帯全員の住民票や運行計画書など）
- ・ 使用目的を証する書類（通学証明書や通院証明書など）

※その他必要書類を求められる場合があります。

（４）手続

普通自動車（バス及びトラック含む）の場合は、居住地を管轄する県税事務所で手続を行ってください。

軽自動車の場合は、市区町村の税務課で手続を行ってください。

## Ⅱ 医療費助成について

### 1 重度心身障がい者（児）医療費助成制度

重度の心身障害がある方の福祉の増進を図るため、医療機関等で支払われた医療費の自己負担額を助成する制度です。

以下には、大分県の情報を記載いたします。お住いの自治体によって、対象者や助成内容等が異なりますので、詳細は障害福祉課にお問い合わせください。

#### （１）対象者

住民登録があり、医療保険に加入している方で、身体障害者手帳１・２級の交付を受けている方

※本人又は扶養義務者の所得が所定の限度額を超えている場合は、対象外となります。

#### （２）助成内容

医療費（医療保険適用分）の自己負担額を助成する制度です。

#### （３）申請に必要なもの

- ・ 重度心身障害者医療費受給資格認定申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 自身の口座通帳

#### （４）手続

市区町村の障害福祉課で手続を行ってください。

### Ⅲ 運賃の割引等について

身体障害者手帳の交付を受けている方については、以下のような運賃割引等の制度があります。



#### 1 JR等運賃の割引

##### (1) 対象者

###### ① 第1種身体障害者

第1種身体障害者とは、上肢機能障害の場合、身体障害者手帳の等級が1級及び2級の1と2の方、下肢機能障害の場合は1～2級及び3級の1の方、体幹機能障害の場合は1～3級の方のことをいいます。

###### ② 第2種身体障害者

第2種身体障害者とは、第1種身体障害者以外の方のことをいいます。

###### ③ 介護者

身体障害者が第1種身体障害者又は定期券を使用する12歳未満の身体障害者である時は、障害者1人に対して、1人の介護人をつけることができます。

※身体障害者手帳に「〇級 第〇種」と記載されていますので、ご自身がどちらに該当するのかご確認ください。

##### (2) 割引内容

###### ① 第1種身体障害者の場合

区分	割引対象	割引率
単独で片道 100km を超える区間を乗車する場合	普通乗車券	5 割引
介護者とともに乗車する場合 (※距離の制限なし)	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 (特急券を除く) 定期乗車券	本人・介護者ともに 5 割引

## ②第2種身体障害者の場合

区分	割引対象	割引率
単独で片道 100km を超える区間を乗車する場合	普通乗車券	5 割引
12歳未満の身体障害児が介助者とともに乗車する場合	定期乗車券	介助者のみ 5 割引

※障害者本人が単独で移動する場合は、乗車距離が片道 100km 未満では割引が適用されません。私鉄や市営地下鉄の場合は、乗車距離の基準や割引率等が異なることがあります。



例えば、運賃が 190 円の場合は、5 割引だから、95 円になるの？

現金で有人窓口や券売機等で乗車券を購入する場合や西日本及び北海道管内でICカード（スゴカやスイカ等）を利用した場合、10 円未満の端数は、JR は切り捨て、私鉄の場合は切り上げられます。そのため、JR は 90 円、私鉄は 100 円になります。

JR 東日本や関東の私鉄をICカード乗車券で利用した場合は、1 円単位で計算されるため、JR ・私鉄ともに 95 円になります（一部私鉄を除く）。



新幹線（自由席）を使って博多駅から広島駅まで行く場合、8570 円かかるけれど、5 割引（10 円未満の端数は JR の場合、切捨て）だから 4280 円になるの？

違います。新幹線で博多駅から広島駅まで行く場合の運賃は 8570 円ですが、

内訳は普通乗車券 5170 円＋特急券 3400 円です。

普通乗車券は半額（JR は 10 円未満の端数切捨て）

$$5170 \text{ 円} \div 2 = 2580 \text{ 円}$$

特急券は割引対象外 3400 円

$$2580 \text{ 円} + 3400 \text{ 円} = 5980 \text{ 円}$$



### (3) 手続

駅の有人窓口で身体障害者手帳を提示して、乗車券を購入してください。又は、券売機にて乗車券を子ども料金で購入してください。

スゴカやスイカ、パスモ等のICカード乗車券を利用する場合は、降車駅で改札を出る前に有人改札において身体障害者手帳を提示して、料金を精算してください。

### (4) 私有鉄道について

私有鉄道（私鉄）においても、障害者割引があります。割引額等については、鉄道会社によって異なりますので、詳細はホームページをご覧ください。



## 2 バス運賃の割引

### (1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方及びその介護者

### (2) 割引内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
単独で乗車する場合	5割引	5割引
介護者とともに乗車する場合	本人・介助者ともに5割引	本人のみ5割引

※高速バスの料金も半額になります。定期券は3割引。

※10円未満の端数は切り上げになります。バス会社や各自治体によっては、割引率が異なることがあります。

### (3) 手続

バス利用時に、乗務員に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

### 3 航空運賃の割引

#### (1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方  
及びその介護者



#### (2) 割引内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
単独で乗車する場合	割引あり	割引あり
介護者とともに乗車する場合	本人・介助者ともに割引あり	本人・介助者ともに割引あり

※航空会社により割引率が異なりますので、各航空会社へお問い合わせください。



航空会社によっては、特割とか、早割等で航空券をかなり安く売っているけれど、その料金からも割引かれるの？

特割や早割の料金からは割引されません。通常の航空運賃から割引されるのみです。また、特割や早割等で航空券を購入した方が安くなる場合があります。



国際線でも航空運賃が割引されるの？

国内線のみが割引の対象です。国際線は対象外です。



#### (3) 手続

航空券購入及び搭乗手続時に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

※インターネットからの購入も可能です。

#### 4 船舶運賃の割引

##### (1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方  
及びその介護者



##### (2) 割引内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
単独で乗車する場合	5割引	5割引
介護者とともに乗車する場合	本人・介助者ともに5割引	本人・介助者ともに割引あり

※船舶会社により割引率が異なります。また、割引の対象が片道100km以上の乗船に限られる場合があります。

##### (3) 手続

乗船券購入時に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

#### 5 タクシー運賃の割引

##### (1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方

##### (2) 内容

タクシー料金が1割引



##### (3) 手続

タクシー利用時に、乗務員に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

##### (4) その他

自治体によってはタクシー券を発行しています。タクシー券の発行数等については、自治体ごとに異なりますので、詳細は市区町村の障害福祉課にお問い合わせください。

## 6 有料道路通行料金の割引

### (1) 対象

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方が運転する場合
  - ②身体障害者手帳の交付を受けている方を同乗させ、本人以外の者が運転する場合
- ※法人名義や事業用として登録されている自動車は、割引の対象とはなりません。

### (2) 内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
本人が運転する場合	5割引	5割引
障害者を同乗させ、本人以外の者が運転する場合	5割引	割引の対象外

※10円未満の端数は切り上げになります。

### (3) 手続

#### ①料金所で係員に料金を支払う場合

料金所で係員に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

※市区町村の障害福祉課において、事前登録を行い、身体障害者手帳に証明印等を記載してもらう必要があります。

※登録できる自動車は、身体障害者手帳の交付を受けた方1人につき1台です。

#### ②ETCカードを利用して、料金を支払う場合

事前に登録したETCカードを、合わせて登録したETC車載器に挿入の上、ETCレーンを通行してください。

※市区町村の障害福祉課において、事前登録を行い、障害者手帳に証明印等を記載してもらう必要があります。また、市区町村での登録時に発行される「ETC利用対象者証明書」を所定の封筒にて「有料道路ETC割引登録係」宛に郵送してください。

※登録できる自動車は、身体障害者手帳の交付を受けた方1

人につき1台です。

※ ETC レーンのない料金所を通過する場合や ETC ゲートで何らかのトラブルがあった場合等は、身体障害者手帳の提示が必要になりますので、必ず手帳を持参してください。

## 7 駐車禁止除外指定車標章の交付

### (1) 対象

上肢機能障害	1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2
下肢機能障害	1 級～ 4 級
体幹機能障害	1 級～ 3 級

### (2) 内容

身体障害者手帳の交付を受けている方が、駐車禁止規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

ただし、除外される場所は指定駐車禁止場所（公安委員会が駐車禁止の標識を設置して規制を行っている場所）に限られ、標章を掲示しておく必要があります。法定の駐車禁止場所（例：交差点前後5m以内等）には駐車できませんので注意してください。

### (3) 申請に必要なもの

- ・ 駐車禁止等除外指定車標章交付申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 住民票の写し
- ・ 自動車検査証
- ・ 運転免許証
- ・ 印鑑

※その他必要書類を求められる場合があります。

### (4) 手続

管轄する警察署の交通課で手続を行ってください。

## IV その他（各種減免・割引等）

### 1 NHK 放送受信料の減免

#### （１）対象

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合
- ②世帯主が受信契約者で、かつ身体障害者の手帳の交付を受けており、障害等級が１・２級の場合

#### （２）内容

上記の（１）が①の場合は、全額免除  
上記の（１）が②の場合は、半額免除

#### （３）申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑

※その他必要書類を求められる場合があります。

#### （４）手続

市区町村の障害福祉課で手続を行ってください。

### 2 携帯電話（スマートフォン）の利用に伴う料金の割引

#### （１）対象

身体障害者手帳の交付を受けている方

#### （２）内容

基本使用料金や通話料、各種オプション等が割引されます。最大で６割引のものもあります。

※各携帯電話会社により、割引率や割引内容が異なります。

#### （３）手続

各携帯電話会社の販売店に身体障害者手帳を持参し、手続を行ってください。



### 3 NTT ふれあい案内（電話番号の無料案内）

#### （１）対象

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、上肢機能障害又は体幹機能障害が１・２級の方

#### （２）内容

電話番号案内「104番」が無料で利用できる。

#### （３）手続

フリーダイヤル 0120-104174 へ連絡し、事前に本人の電話番号及び暗証番号等の登録を行ってください。

104番へ連絡し、登録した電話番号と暗証番号を告げることでより無料で利用できます。

### 4 青い鳥郵便はがきの無償配布

#### （１）対象

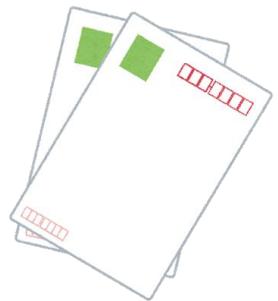
身体障害者手帳１・２級の交付を受けている方

#### （２）内容

一人につき１年に１回20枚のはがきが無償配布される。

#### （３）手続

毎年４月１日～概ね５月末の間に、最寄りの郵便局に身体障害者手帳を持参し、手続を行ってください。



### 5 市営・県営住宅の申込

#### （１）対象

身体障害者手帳１級～４級の交付を受けている方及びその世帯  
※手続の窓口を含め、収入基準や他法令の基準は、自治体によって異なりますので、各市区町村の障害福祉課にお問い合わせください。

## (2) 内容

上記の要件を満たせば、単身での申込が可能となったり、収入要件が緩和されたりします。自治体によっては、入居者選考において、優先的に取り扱われます。

申込・抽選の時期については、手続の窓口等にお問い合わせください。

## 6 遊園地・美術館等の割引

### (1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方

※各施設によって対象者が異なります。ご利用前に施設等にお問い合わせください。

### (2) 内容

身体障害者手帳を持って施設に行くと、入場料や鑑賞料が割引かれます。

### ◆参考 URL

- 1) 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>
- 2) 警視庁ホームページ <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/>
- 3) NHK ホームページ <https://www.nhk.or.jp/>

**国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局**  
**別府重度障害者センター**  
(支援マニュアル作成委員会編)

〒 874-0904 大分県別府市南荘園町 2 組

電話 : 0 9 7 7 - 2 1 - 0 1 8 1

H P : <http://www.rehab.go.jp/beppu/>

初版 平成 2 8 年 3 月発行

改訂 令和 5 年 3 月